

事業再構築補助金について

— 筑波総研は認定支援機関として申請を支援します —

筑波総研株式会社 コンサルティング部

- ◆ 「事業再構築補助金」は、過去に例をみない大規模な中小・中堅企業向け補助金
- ◆ 目的は、“思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業”を支援すること
- ◆ 令和5年3月下旬予定の第10回の公募では支援類型や要件が変わる見込みで、「産業構造転換枠」「サプライチェーン強靱化枠」が新設
- ◆ 規模拡大や賃金上げを行う場合のインセンティブが充実

1. 事業再構築補助金の概要

「事業再構築補助金」は、令和2年度の補正予算にて1兆1,485億円もの予算が計上され、令和3年3月に第1回の公募をスタートしました。令和3年度の補正予算では6,123億円、令和4年度は5,800億円と予算規模は縮小しているものの、中小・中堅企業向けの補助金制度としては過去に例をみない大規模なもので、現在9回目の公募を行っているところです(3月24日締切)。令和4年度補正予算分としては3月下旬以降3回程度の公募を実施予定とされ、制度の内容も大きく変わることが公表されています。

読者の皆様の中には、すでに申請・採択された方もいらっしゃると思いますが、要件の見直しや拡充、不採択になった案件の再申請や複数回採択が可能な申請類型の増加なども予定されていることから、改めて本制度について整理します。

(1) 補助金の目的

まず本制度の目的ですが、第9回の公募要項には以下のように記されています。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待しがたい中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。

この目的自体は制度開始当初から変更されておりませんが、本制度の開始以降、コロナ禍に加えてウクライナ情勢の緊迫化等による原油価格・物価高騰等によりさらに打撃を受ける企業が増える一方で、コロナの影響から回復傾向にある企業が増加してきたことなどを背景に、本制度が支援する類型や要件等も変化してきました。

(2) 類型(対象)・補助上限額・補助率

現在公募中の第9回と3月下旬ごろ公募予定の第10回目の類型(対象)・補助上限額・補助率について次項に整理しました。「通常枠」が「成長枠」になり、「グリーン成長枠」に「エントリー」が追加され、「産業構造転換枠」と「サプライチェーン強靱化枠」が新設されるなど、「回復」から「成長」へ、より「思い切った事業再構築」を促す制度にシフトしていることが伺えます。

他にも、これまではグリーン成長枠を除いてコロナ前よりも売上高(または付加価値額)が一定以上減少していることが要件となっていました(売上高等減少要件)が、この要件は物価高騰対策・回復再生応援枠を除いて撤廃されます。また、成長枠とグリーン成長枠については、規模拡大や賃上げ等を行う企業に対して補助上限額や補助率の上げを行うといったインセンティブが措置され、最低賃金枠については補助上限額が引き上げられます。

過去において、国が重視して新たに設けられた枠や充実が図られた枠では採択率が高くなる傾向があり、申請を検討する場合は変更点をよく確認することがポイントとなります。

【第9回公募(公募期間：令和5年1月16日から令和5年3月24日)】

類型 (対象)	補助上限額 ^{※1}	補助率
通常枠 (事業再構築に取り組む事業者)	8,000万円 ^{※2}	中小 2/3 ^{※3} 中堅 1/2 ^{※3}
成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者)	中小 1億円 中堅 1.5億円	中小 1/2 中堅 1/3
大規模賃金引上枠 (多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者)	7,000万円 ^{※2} ^{※3}	中小 2/3 ^{※3} 中堅 1/2 ^{※3}
回復・再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)	1,500万円 ^{※2}	中小 1/2 中堅 1/3
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者)	1,500万円 ^{※2}	中小 3/4 中堅 2/3
原油価格・物価高騰緊急対策枠 (原油価格・物価高騰等の予期せぬ経済環境の変化の影響を受けている事業者)	4,000万円 ^{※2}	中小 3/4 ^{※4} 中堅 2/3 ^{※4}

※ 1. 補助下限額は 100 万円 ※ 2. 従業員規模により異なる

※ 3. 中小 6,000 万円超は 1/2、中堅 4,000 万円超は 1/3

※ 4. 従業員規模に応じ、500 万円、1,000 万円、1,500 万円超は中小 2/3、中堅 1/2

【第10回公募(公募期間：令和5年3月下旬ごろ開始予定)】

類型 (対象)	補助上限額 ^{※1}	補助率
成長枠 (成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者)	7,000万円 ^{※2}	中小 1/2 中堅 1/3
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者)	[エントリー] 中小 8,000万円 ^{※2} 中堅 1億円 [スタンダード] 中小 1億円 中堅 1.5億円	中小 1/2 中堅 1/3
産業構造転換枠 (国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者)	7,000万円 ^{※2} ^{※3}	中小 2/3 中堅 1/2
サプライチェーン強靱化枠 (海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者)	5億円	中小 1/2 中堅 1/3
物価高騰対策・回復再生応援枠 (業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者)	3,000万円 ^{※2}	中小 2/3 (一部 3/4) 中堅 1/2 (一部 2/3)
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者)	3,000万円 ^{※2}	中小 3/4 中堅 2/3

➡成長枠とグリーン枠のみ対象の補助上限額上乘せ・補助率引上げ

【規模拡大】 補助事業終了後 3~5 年で中小・中堅企業等から中堅・大企業へと規模拡大する事業者の上限上乘せ

【賃上げ】 ①継続的な賃金引上げ及び従業員の増加に取り組む事業者の上限上乘せ

②補助事業期間内に賃上げ要件を達成した場合、補助率を中小 2/3、中堅 1/2 に引上げ

※ 1. 補助下限額は 100 万円 ※ 2. 従業員規模により異なる ※ 3. 廃業を伴う場合 2,000 万円上乘せ

(3) 事業再構築要件

中小企業庁では、「事業再構築指針（令和3年3月17日制定、最新改訂令和4年10月3日）」において、補助対象となる事業再構築の定義について以下の5種類を示しています。申請にあたってはいずれかに該当することが必要となります。

新分野展開

主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、新たな市場に進出すること

事業転換

新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更すること

業種転換

新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更すること

業態転換

製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を相当程度変更すること

事業再編

会社法上の組織再編行為（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡）等を行い、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うこと

【事業再構築の具体例】

上記5種類の定義について、具体的にはどのようなことを指すのでしょうか。同じく中小企業庁が公表している「事業再構築に向けた事業計画書作成ガイドブック（令和4年10月3日版）」では次のような事例を示しています。なお、事業再編は以下の4種類を実施するにあたって、会社法上の組織再編行為が伴っているものが該当します。

	業種	内容
新分野展開	製造業	理化学機器向けの部品製造を行っているが、機械部品の製造減少に伴い売上が減少したため、ICT施工やスマート農業など市場の拡大が見込まれる建設・農業機器の部品製造事業に参入
	小売業	オーダーメイドスーツの製造販売を行っているが、コロナ禍によりスーツ需要が激減したため、IT活用により業務を自動化しスポーツウエアのオーダーメイド製造販売を開始
事業転換	宿泊業	団体向け温泉ホテル旅館を運営しているが、団体から個人への顧客層の変化とコロナ後のインバウンド需要増加を踏まえ、従来の施設・サービスを個人・インバウンド向けに転換
	情報通信業	図面・立体モデルの計測・作成事業を行っているが、コロナ禍により産業設備、海外需要が減少したため、3Dデータのデータ管理プラットフォームを構築し事業を開始
業種転換	建設業	土木・道路舗装工事を行っているが、建設需要の落ち込みにより受注が減少したため、重機オペレーターの知見を活かして除雪事業に参入
	医療・福祉業	鍼灸治療事業を行っているが、コロナ禍の外出自粛により患者が減少したため、既存事業で培った高齢者向け治療ノウハウをもとに、デイサービス事業へ参入
業態転換	飲食業	海鮮料理の店舗販売を行っており、ブランド力も高いが、観光客や外食需要の減少により売上が減少したため、冷凍レトルト食品の新商品を開発し、EC販売を開始
	教育・学習支援業	外部講師と学校法人のマッチング事業を行っているが、コロナ禍により対面型サービスの売上が減少したため、生徒と講師の自動マッチング機能を追加し、オンラインで登録からサービスの提供までを可能とするサービスを開始

(4) 認定支援機関要件

上記の事業再構築の定義に該当することと合わせて、申請に必須な要件として「認定支援機関要件」があります。以下は第9回の公募要項からの抜粋です。

事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること。補助金額が3,000万円を超える案件は認定経営革新等支援機関及び金融機関（金融機関が認定経営革新等支援機関であれば当該金融機関のみでも可）と策定していること

(5) 補助対象経費

補助対象経費について、第9回公募要領より抜粋します。補助対象となる経費は、事業拡大につながる事業資産（有形・無形）への相応の規模の投資を含むものであり、本事業の対象として明確に区分できる必要があります。対象経費は、原則交付決定を受けた日付以降に契約（発注）を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものです。事務局から事前着手の承認を受けた場合には、その経費を補助対象とすることが可能です（事前着手承認制度）。

なお、事前着手承認制度については、中小企業庁「事業再構築補助金 令和4年度第二次予算の概要」にて、「本制度を活用いただける事業類型を最低賃金枠、物価高騰対策・回復再生応援枠、サプライチェーン強靱化枠に限定します」と記載があります。その他の要件等についても、応募する回の公募要領にてよく確認する必要がありますのでご注意ください。

区分	内容
建物費 ※新築については必要性が認められた場合に限る。	①専ら補助事業のために使用される事務所、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設・改修に要する経費 ②補助事業実施のために必要となる建物の撤去に要する経費 ③補助事業実施のために必要となる賃貸物件等の原状回復に要する経費 ④貸工場 ・貸店舗等に一時的に移転する際に要する経費（貸工場・貸店舗等の賃料、貸工場・貸店舗等への移転費等）
機械装置・システム構築費	①専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費 ②専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用に要する経費 ③①又は②と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費
技術導入費	本事業遂行のために必要な知的財産権等の導入に要する経費
専門家経費	本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費
運搬費	運搬料、宅配・郵送料等に要する経費
クラウドサービス利用費	クラウドサービスの利用に関する経費
外注費	本事業遂行のために必要な加工や設計（デザイン）・検査等の一部を外注（請負、委託等）する場合の経費
知的財産権等関連経費	新製品・サービスの開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権等取得に関連する経費
広告宣伝・販売促進費	本事業で開発又は提供する製品・サービスに係る広告（パンフレット、動画、写真等）の作成及び媒体掲載、展示会出展（海外展示会を含む）、セミナー開催、市場調査、営業代行利用、マーケティングツール活用等に係る経費
研修費	本事業の遂行のために必要な教育訓練や講座受講等に係る経費

(6) 審査

本制度への申請・審査に必要な書類については、公募の都度、公募要領に明示され、定型の様式のあるものについては、事務局のホームページから入手することが可能ですが、審査の肝となる「事業計画書」については決まったフォーマットや様式はありません。その一方で、審査項目・加点項目は公募要領に明示されており、その項目に関する事項を明確にした事業計画を作成する必要があります。

以下は、第9回公募要領記載の審査項目・加点項目から抜粋したものです。

【審査項目】

項目	内容
(1) 適格性	支援の種類(枠)ごとに定められた補助対象事業の要件を満たしているか。
(2) 事業化点	<ul style="list-style-type: none"> ①事業実施のための体制(人材、事務処理能力等)や最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できると期待できるか。また、金融機関等から十分な資金調達が期待できるか。 ②競合他社の動向を把握すること等を通じて市場ニーズを考慮するとともに補助事業の成果が寄与するユーザー、マーケット及び市場規模が明確か。 ③補助事業の成果が价格的・性能的に優位性や収益性を有し、かつ事業化までの遂行方法及びスケジュールが妥当か。補助事業の課題が明確になっており、その解決方法が明確かつ妥当か。 ④費用対効果が高いか。その際、現在の人材、技術、ノウハウ等の強みを活用することや既存事業とのシナジーが期待できるか。
(3) 再構築点	<ul style="list-style-type: none"> ①事業再構築指針に沿った取組であるか。リスクの高い思い切った大胆な事業の再構築を行うものであるか。 ②新型コロナウイルスや原油価格・物価高騰等の影響により深刻な被害が生じており、事業再構築を行う必要性や緊急性が高いか。 ③市場ニーズや自社の強みを踏まえ、「選択と集中」を戦略的に組み合わせ、リソースの最適化を図る取組であるか。 ④先端的なデジタル技術の活用、新しいビジネスモデルの構築等を通じて、地域のイノベーションに貢献し得る事業か。 ⑤新たに取り組む事業の内容が、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会への変化に対応した感染症の危機に強い内容か。
(4) 政策点	<ul style="list-style-type: none"> ①ウィズコロナ・ポストコロナ時代の経済社会の変化に伴い、今後より生産性の向上が見込まれる分野に大胆に事業再構築を図ることを通じて、日本経済の構造転換を促すことに資するか。 ②先端的なデジタル技術の活用、低炭素技術の活用、経済社会にとって特に重要な技術の活用等を通じて、我が国の経済成長を牽引し得るか。 ③新型コロナウイルスが事業環境に与える影響を乗り越えてV字回復を達成するために有効な投資内容になっているか。 ④ニッチ分野において、適切なマーケティング、独自性の高い商品・サービス開発、厳格な品質管理などにより差別化を行い、グローバル市場でもトップの地位を築く潜在性を有しているか。 ⑤地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域に経済的波及効果を及ぼすことにより、雇用の創出や地域の経済成長を牽引する事業となることが期待できるか。 ⑥単独では解決が難しい課題について複数の事業者が連携して取り組むことにより、高い生産性向上が期待できるか。経済的波及効果が期待できるか。
(5) グリーン成長点 (グリーン成長枠に限る)	<p>〈研究開発・技術開発、人材育成共通〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業再構築の内容が、グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組となっているか。 <p>〈研究開発・技術開発計画書を提出した場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ②研究開発・技術開発の内容が、新規性、独創性、革新性を有するものであるか。 ③目標が、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題に基づき適切に設定されており、目標達成のための課題と解決方法が具体的に示されているか。 ④成果が、他の技術や産業へ波及的に影響を及ぼすものであるか。